

環境省「令和7年度環境デュー・ディリジェンス推進支援事業」

公募要領

1. 本事業の目的

欧米では、「ビジネスと人権に関する指導原則」にて人権侵害リスクを特定・防止する手段としてデュー・ディリジェンス（以下「DD」という。）プロセスの実施を求めるようになって以降、近年、DDの法規制化の動きが進んでおり、EUによる企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令（以下「CSDDD」という。）のように、DDの義務化の域外適用の動きも見られるなど、日本企業にとっても対応が迫られる課題となっています。また、その対象は、人権にとどまらず環境課題にも広がっています。一方、開示の文脈でもISSB等のサステナビリティ開示基準に対応していく上で、バリューチェーン全体での環境のリスクを把握することが必要であり、その前提として、企業が環境DDに取り組むことが重要です。

そこで、環境省では本事業において、バリューチェーンにおける環境への負の影響・リスクを対象とする環境DDに取り組むモデル的な事例創出を目指します。

ついては、本事業への参加を希望する企業を以下のとおり募集します。なお、本事業の運営は、環境省から委託を受けた三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社（以下「MURC」という。）が、事務局となって実施します。

2. 本事業の内容

(1) 対象企業

本事業の対象は、バリューチェーンにおける環境DDに取り組む意欲のある事業会社とします。なお今年度の本事業においては、金融機関は対象外とします。

(2) 取組内容と想定スケジュール

本事業において、参加企業は、オンライン又は対面による6回（1回/月）程度の支援面談への参加、環境DDに係る専門家等との課題共有・意見交換を目的とした相談会への参加、参加企業内の環境・CSR部門、法務部門、経営層等と事業成果の共有・意見交換を行うための社内勉強会の実施、ならびに参加企業同士で事業成果の共有・意見交換を行うための成果報告会での報告を行います。なお、支援面談は参加企業ごとの個別開催としますが、相談会と成果報告会は合同開催とします。

また、日本企業による環境DDの取組促進を目的に、広く日本企業に役立ててもらうため、本事業を通じて得られた成果及び事例、ならびに付随的な調査により得られた知見は、機密事項に十分に留意しつつ、成果物として、環境省ウェブサイトにて公表する予定です。

【本事業での取組内容】

開催方法	種類	内容
参加企業ごとに実施	支援面談 (全6回程度)	- 初回は原則対面（参加企業で会議室を用意いただくことを想定）開催、その後はオンライン開催、各1時間半時間程度を想定 - 各面談の間も、メール等で質問・相談に対応
	社内勉強会	- 原則対面開催（参加企業で会議室を用意いただくことを想定）、1時間程度を想定 - 環境・CSR部門、法務部門等の関係部門及び経営層が参加し、事業の実施結果を報告するとともに、今後の課題等を共有し、意見交換（発表資料は原則として参加企業にて作成いただくことを想定）
合同開催	相談会	- オンライン開催、2時間程度を想定 - 各参加企業の取組状況や気づき等を共有 - 環境 DD に係る専門家等との課題共有・意見交換（発表資料は原則として参加企業にて作成いただくことを想定）
	成果報告会	- 東京都内会議室での原則対面実施、2時間程度を想定 - 参加企業より事業の実施結果を報告（報告資料は原則として参加企業にて作成いただくことを想定）

【本事業の想定スケジュール】

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
支援面談（第1回）	↔								
支援面談（第2回）		↔							
支援面談（第3回）			↔						
相談会					★				
支援面談（第4回）					↔				
支援面談（第5回）						↔			
支援面談（第6回）							↔		
社内勉強会								★	
成果報告会								★	
成果物の取りまとめ								↔	↔

（3）参加企業に求められる役割と支援の進め方

対象企業は、事務局の支援を受けながら、主体的に環境 DD に取り組んでいただきます。具体的には、バリューチェーンにおける環境への負の影響の特定・評価（必要に応じて関連部署等を巻き込んだ情報収集/分析）、方針・施策・実行計画の検討や、方針・施策・実行計画に対する経営層から承認の取得、ステークホルダーとの対話等を、主体的に実施します。

MURC は、参加企業の本社や事業所あるいはオンライン会議等で面談し、参加企業による対策の検討や計画策定に関する調査・ディスカッションに伴走します。なお、各支援面談の内容については、標準的なものとして以下を想定していますが、参加企業のこれまでの取組状況やニーズ等を踏まえながら、内容や粒度を参加企業ごとに調整いたします。

【本事業で想定される支援面談の内容（例）】

支援面談	実施内容	支援概要（例）
第1回	現状把握とゴールの確認	✓対象とするスコープの確認（エリア、事業分野、重要度） ✓ガバナンス体制及びESG方針/KPI設定状況、ゴールの確認
第2回～	ステークホルダーとの対話	✓バリューチェーンに応じたステークホルダーの整理 ✓ステークホルダーとの対話手法に関する考え方の整理
第5回 （右記のうち一部を実施することを想定）	環境DD項目の洗い出し	✓バリューチェーンにおける環境DD項目の洗い出しの支援 （環境法規制、CSDDD、CSRD、EUDR等の関連法規制と支援先の事業内容を参照して関連の深い項目を抽出する）
	負の影響の特定と評価	✓負の影響の特定と評価の考え方の整理 ✓負の影響評価の対応プロセス（環境DD方針、是正処理、苦情処理等）の説明
	救済へのアクセス	✓救済へのアクセスについて考え方の整理 ✓苦情処理メカニズムのための窓口設置への助言
第6回	情報開示	✓開示媒体、開示タイミング、開示内容、法定/任意開示等、開示に関する課題の整理

3. 本事業への参加方法

（1）募集期間

令和7年5月16日（金）～6月20日（金）17時必着

（2）応募手続き

応募申請書に必要事項を記載し、提出期限までに下記提出先に電子メールにて提出してください。

送信メールは、「環境DD推進支援事業応募書類の提出【応募企業名】」の件名で、本文に応募企業名、担当者名、担当者連絡先を記載してください。

ご提出いただいた応募申請書の記載内容について、不明点等がある場合には、事務局より確認のご連絡をする可能性がございます。

環境DD推進支援事業事務局（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）

電子メール：kankyodd@murc.jp

(3) 応募要件

応募企業は、以下の要件を満たすものとします。

- ① 応募時点で環境リスクマネジメント活動及び環境関連情報開示を開始済みであり、今後さらに取組や開示内容の高度化を進めたいと考えていること。
- ② 本事業に取り組むにあたり、主たる担当者を選出いただけること。
- ③ 6 回程度のオンライン又は対面での支援面談、関係部門や経営層が参加する社内勉強会、参加企業合同の相談会及び成果報告会に参加が可能であること。なお、この他にも必要に応じて打ち合わせ等を実施する場合があります。
- ④ 本事業によって得られた成果を成果物に取りまとめ、環境省ウェブサイトにて公表することをご了承いただけること。なお、公表内容は参加企業と相談の上で決定します。
- ⑤ 次のいずれにも該当しないものであること。
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である又は役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である
 - (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている
 - (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している
- ⑥ その他、本公募要領に記載されている内容について承諾すること。

4. 参加企業の選定

(1) 選定方法

参加企業は、応募申請書の書面審査により、3 社程度を選定します。なお、必要に応じて追加資料の提出やヒアリングを求めることがあります。

参加企業の選定は、以下の審査基準によって行います。また、応募企業の業種・規模、本事業を通じて想定される環境 DD の取組内容が偏らないよう、これらのバランスも考慮します。

【必須基準】

- 環境 DD に関する取組の検討を開始している
- 本事業の遂行に必要な社内体制を確保している
- 本事業での取組内容についての発信に積極的に協力できる

【加点基準】

- 本事業において環境 DD の対象とする事業領域が決まっている
- 本事業において環境 DD の対象とするバリューチェーンを可視化できている、又は可視化に取り組んでいる
- 環境 DD のプロセスについて、一部であっても既に実施している
- 本事業の遂行にあたり、経営層の関与を確保している
- CSDDD の適用対象である、又は主要取引先が CSDDD の適用対象であり、自らも CSDDD 水準の環境 DD 対応が求められている
- 環境 DD を含む環境情報の開示に積極的に取り組んでいる
- 本事業を通じた取組内容や成果によって、他の日本企業における環境 DD の推進に向けた波及効果が期待できる
- 本事業の終了後も取組の継続性が期待できる

(2) 審査結果の通知

審査結果（選定又は選外、及び選定された応募者については参加方法の案内）は、審査・選定の終了後、令和 7 年 7 月上旬を目途に、事務局よりすべての応募者に速やかに通知します。また、選定した企業については、環境省ウェブサイトにおいて支援事業の参加企業として公表します。選外となった企業は公表しません。

5. その他、免責事項

- ① 本事業の事務局は、MURC が務める。応募申請書を提出した企業は、本事業の採択に関する審査及び採択企業に対する支援メニューの検討のため、申請書に係る情報が環境省のほか MURC にも、事業の実効性向上の観点から、情報を共有することに同意すること。
- ② 本事業に関する参加企業の活動にかかる費用は、原則として参加企業が負担すること。

別添：個人情報のお取り扱いについて

提出いただいた個人情報は、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社の「個人情報保護方針」〈<http://www.murc.jp/corporate/privacy>〉および「個人情報の取り扱いについて」

〈<http://www.murc.jp/privacy/>〉に従って適切に取り扱います。以下にご同意の上、公募提案書を作成、ご提出ください。

（１）個人情報の利用目的

お預かりした個人情報は、支援先の選定等に係る当社からの連絡に限って利用し、厳重に管理いたします。

（２）個人情報の共同利用・第三者提供

お預かりした個人情報は、法令等に基づく場合を除き、ご本人の同意なく第三者には提供いたしません。

（３）個人情報の取り扱いの委託

お預かりした個人情報を集計作業等のために他に委託することはありません。

（４）個人情報の提供の任意性とそれに対する影響

応募書類の必須項目には必ずご記入ください。必須項目にご記入いただけない場合は、選定の対象から外れる場合がございます。

（５）個人情報に関するお問い合わせ

お預かりした個人情報の開示、訂正等、利用停止等、若しくは利用目的の通知のご請求または個人情報に関する苦情のお申し出、その他のお問い合わせにつきましては、上記の応募書類提出先までご連絡ください。